

ハートフォードの  
**アダージオ3WIN STB**

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型 2003・多機能付年金特約

募集代理店

引受保険会社

ハートフォードの

# アダージオ3WIN STB

変額個人年金保険Ⅱ型2003・多機能付年金特約

## 変額個人年金保険のリスクと手数料について

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。

ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高、解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 変額個人年金保険は預金等ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約、一部解約(特別払戻を除く)をした場合や資産残高が基本保険金額の80%以下に到達後に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること(元本割れリスク)があります。
- 保険関係費用:  
ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。  
運用期間中、資産残高に対して年率2.45%の割合で資産残高から毎日控除されます。
- 運用関係費用:  
ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、  
信託財産に対して年率0.525%(税抜0.50%)程度の割合で信託財産から毎日控除されます。  
運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
- 年金管理費:  
年金支払の管理にかかる費用です。  
年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
- 解約手数料:  
ご契約日および増額日からその日を含めて7年未満の解約、一部解約をした場合にかかります。  
ご契約日からの経過年数に応じて、解約控除対象額※の7%~1%の割合で解約日の資産残高  
または一部解約請求額から控除されます。  
※解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求額と  
一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。  
なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- この商品にかかる費用の合計額は、「運用期間中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用」)」と  
「年金受取期間中の費用(「年金管理費」)」の合計額となります。  
また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

Lined writing area consisting of multiple horizontal lines.

# ハートフォードのアダージオ3WIN

運用が好調であった場合の運用成果確定機能 **収益性** **流動性**

## A 目標値の設定と運用成果の確定

ご契約時に目標値(%)\*1を右記の4つの中から設定していただきます。

※目標値(%)を設定しないこともできます。

120%

130%

140%

150%

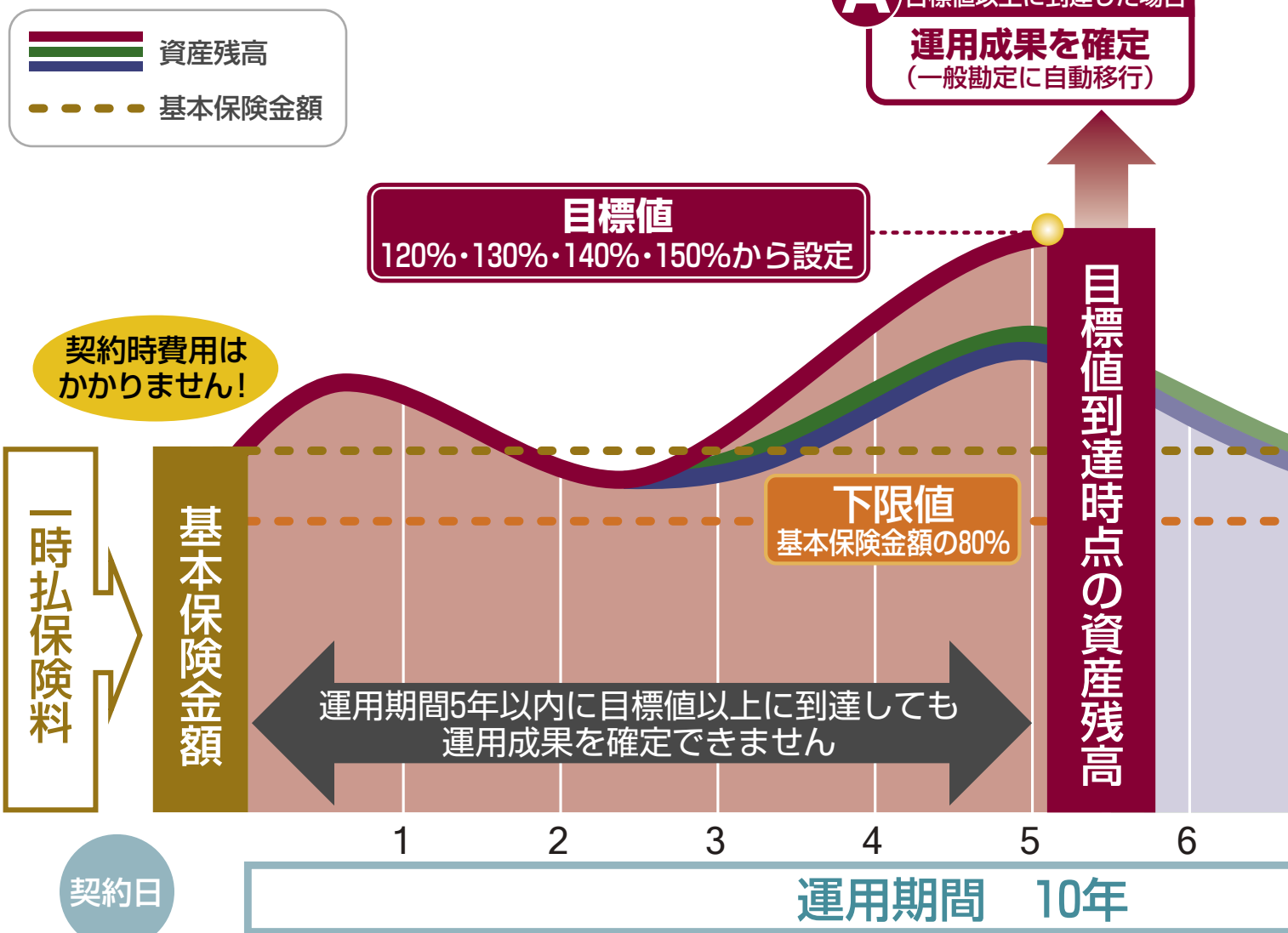
契約日からその日を含めて5年経過後10年以内の運用期間中に資産残高が目標値以上に到達した時点で、ファンドによる運用は終了して一般勘定に自動移行することにより、自動的に運用成果を確定\*2します。

運用期間 **5年経過後**

\*1 目標値(%)は、基本保険金額に対する資産残高の割合です。

\*2 運用成果確定後の資産残高は一般勘定に移行され、原則として確定年金(10年)のお受け取りとなります。ただし、年金受取人のお申し出により年金受取方法を変更することができます。

## ●アダージオ3WIN STB イメージ図



- ・この保険は、運用実績に応じて資産残高が変動します。
- ・このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。
- ・基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の資産残高に対する割合に応じて減額します。
- ・契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

# STBの特徴

運用が思わしくなかった場合の最低保証機能

安全性

## B 年金原資の最低保証

契約日からその日を含めて10年後の運用期間満了時に資産残高が基本保険金額を下回っていた場合、年金原資として一時払保険料相当額を最低保証\*します。

年金原資として一時払保険料相当額の最低保証

100%

\*この場合、原則として確定年金(10年)のお受け取りとなります。ただし、年金受取人のお申し出により年金受取方法を変更することができます。

## C 年金受取総額の最低保証

契約日からその日を含めて10年以内の運用期間中に資産残高が下限値(基本保険金額の80%)以下に到達した場合、年金受取総額により一時払保険料相当額を最低保証\*します。

年金受取総額で一時払保険料相当額の最低保証

100%

\*この場合は、保証金額付確定年金(15年)のお受け取りのみとなります。

受取方法は以下のとおりです

### パターンA

#### 目標値以上に到達した場合

ファンドによる運用は終了して、一般勘定に自動移行します。下記の受取方法からご選択いただけます。

確定年金(10年)

一括受取

●お申し出により、その他の年金受取方法に変更することができます。詳しくはP.6をご覧ください。

### パターンB

#### 目標値以上にも、また下限値以下にも到達しなかった場合

運用期間満了時の資産残高が一時払保険料相当額のいずれか大きい金額を年金原資として最低保証します。下記の受取方法からご選択いただけます。

確定年金(10年)

一括受取

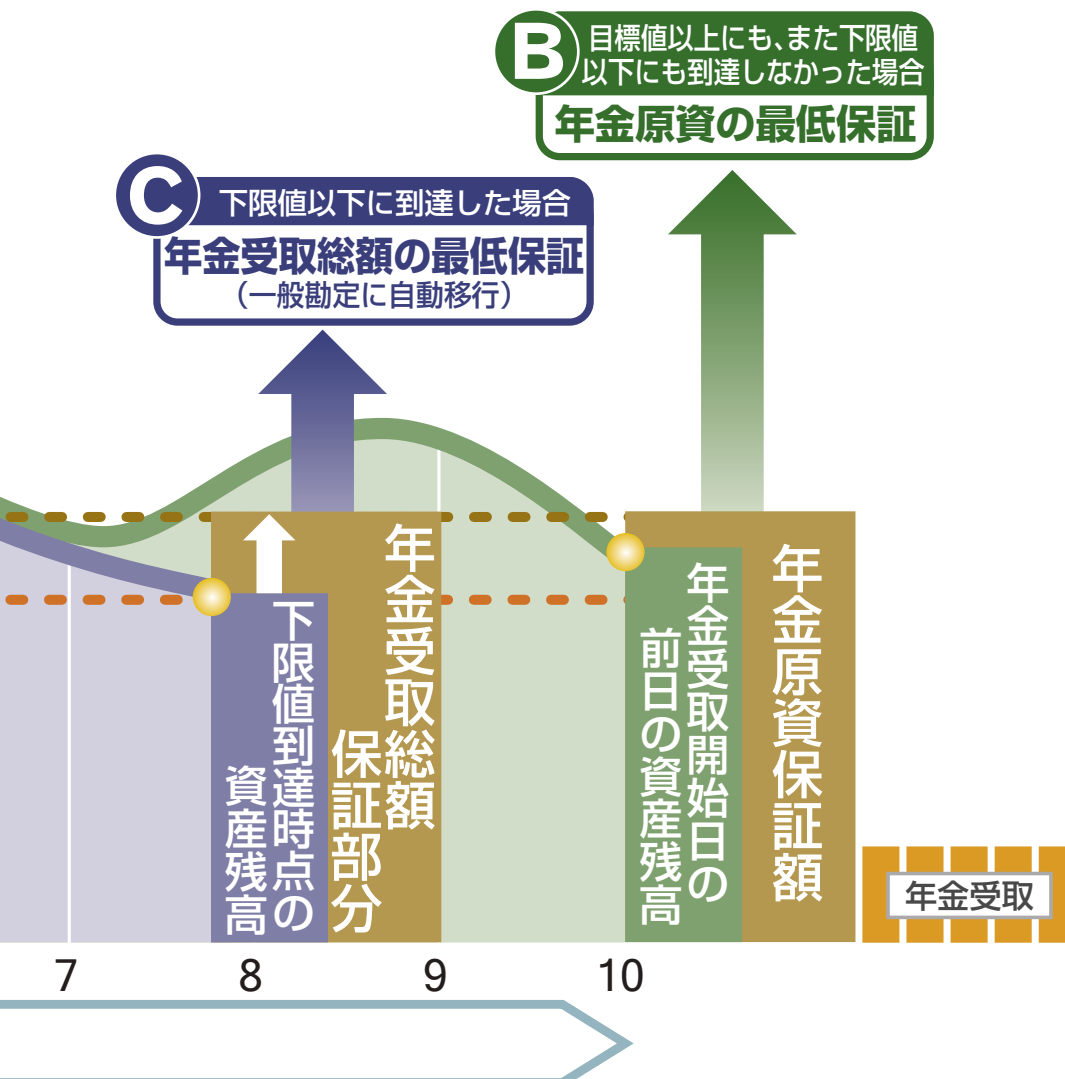
●お申し出により、その他の年金受取方法に変更することができます。詳しくはP.8をご覧ください。

### パターンC

#### 下限値以下に到達した場合

ファンドによる運用は終了して、一般勘定に自動移行します。年金受取総額により一時払保険料相当額を最低保証します。

保証金額付確定年金(15年)



B 目標値以上にも、また下限値以下にも到達しなかった場合  
年金原資の最低保証

C 下限値以下に到達した場合  
年金受取総額の最低保証  
(一般勘定に自動移行)

「商品のしくみと特徴」では、

- 積立金を「資産残高」
- 積立期間を「運用期間」
- 年金支払開始日を「年金受取開始日」
- 特別勘定を「ファンド」
- 年金支払期間を「年金受取期間」
- 一時金付終身年金を「保証金額型終身年金」と表記しています。
- 解約控除を「解約手数料」

# アダージオ3WIN STBは長期分散投資

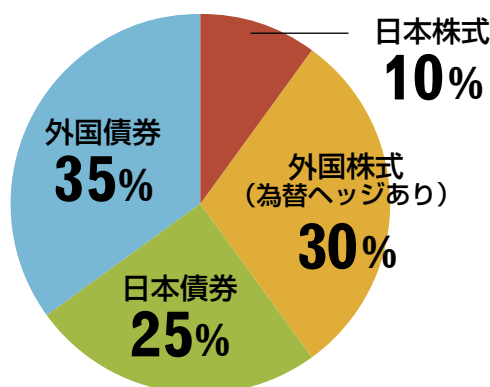
## ファンドのご紹介

ファンド名称：**世界アセット03 ST**  
安定性を重視した資産配分で長期分散投資を行います

- 安定性を高めるため、債券への組入比率を60%にしています。
- 日本を含めた世界の経済成長からの「果実」をバランスよく確保することを目指します。
- 外国株式部分は為替ヘッジを行い、為替変動によるリスクを軽減します。
- 株式への組入比率を40%とすることで収益性の確保を図ります。

## 基本配分比率

世界アセット03 ST



## ファンドが投資する投資信託のご紹介

詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください >>>

主な投資対象となる投資信託：

**すみしん 世界バランスVA2(適格機関投資家専用)**

### 運用方針

各資産ごとのマザーファンドへの投資を通じて、国内外の株式・債券へ分散投資します。各資産への投資は、基準ポートフォリオ(国内株式10%、国内債券(短期金融資産を含みます)25%、外国株式30%、外国債券35%)に基づいて行います。なお、実質的な組入外国株式資産については原則として為替ヘッジを行います。価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。

### 運用会社のご紹介



## 住信アセットマネジメント株式会社

住信アセットマネジメントは、わが国有数の機関投資家である住友信託銀行グループの資産運用会社です。住友信託銀行が年金運用などを通じて長年培ってきたノウハウや機能、ネットワークを最大限活用して、投資信託の運用を行っています。

### 運用関係費用

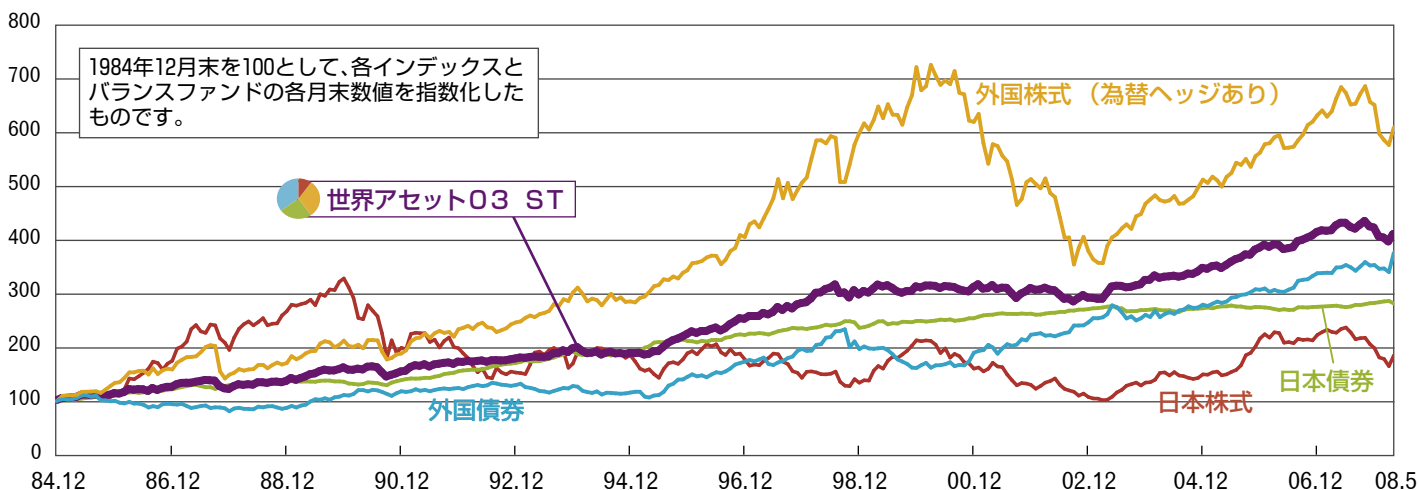
年率 **0.525%** (税抜年率**0.50%**)程度

運用関係費用には、信託報酬の他、信託事務に要する諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかります。

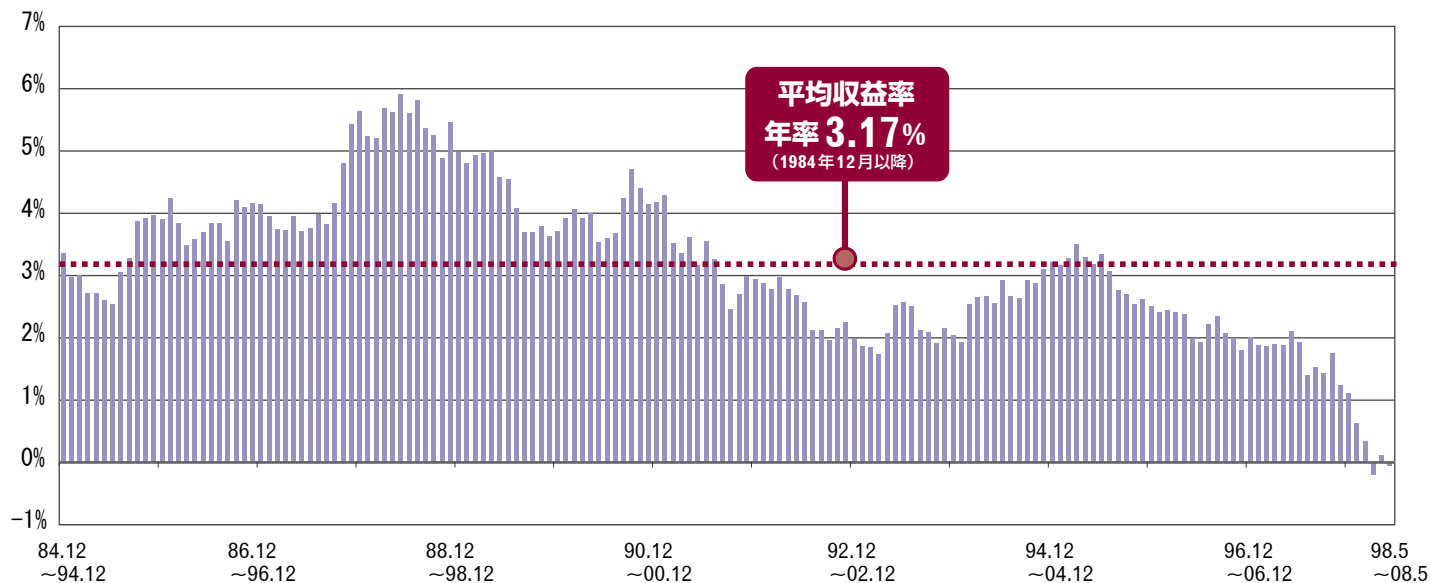
# による資産の形成を目指しています

## シミュレーション

### 【ご参考1】資産種類別インデックスと世界アセット03 STの指数の推移シミュレーション(費用控除前)



### 【ご参考2】世界アセット03 STの基本配分比率で10年運用した場合のシミュレーション(費用控除後)



グラフは過去において当ファンドが各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

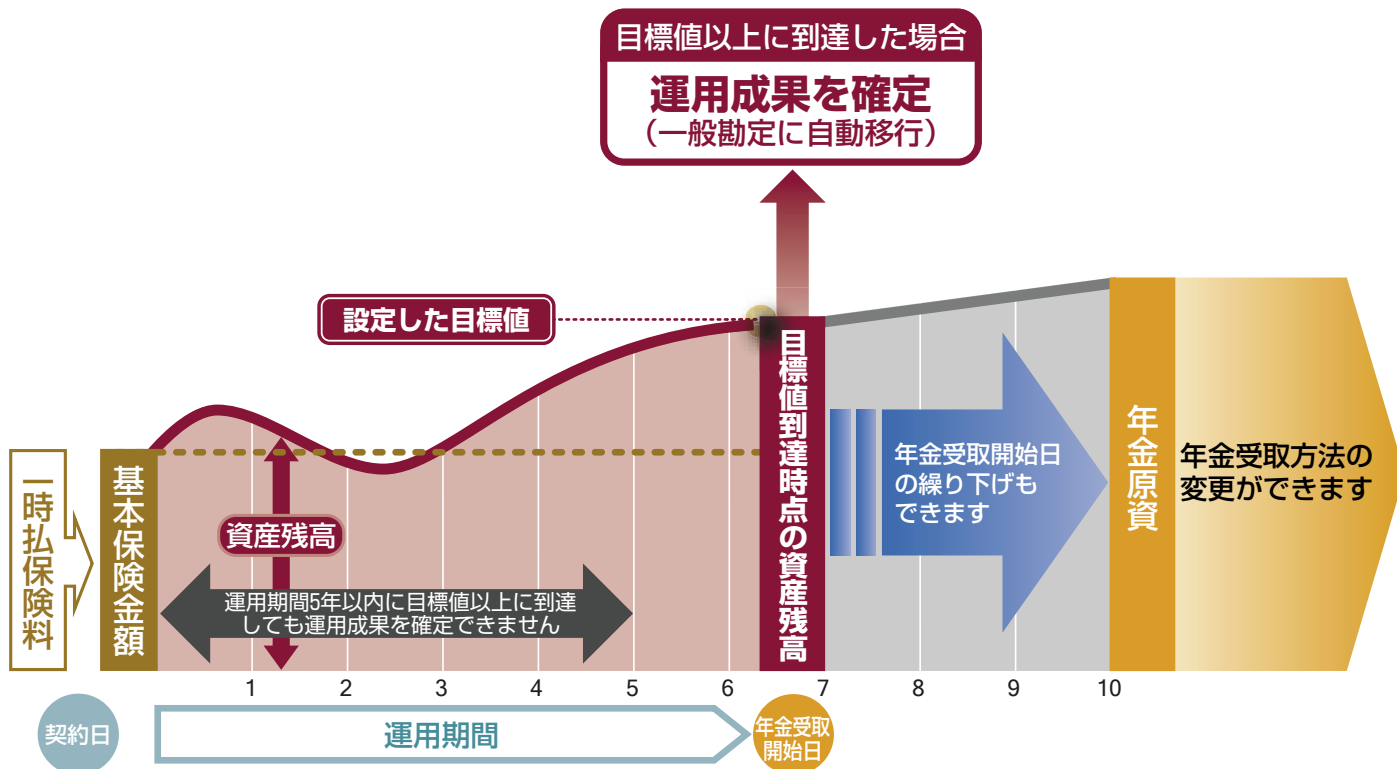
■使用インデックス 【日本株式】TOPIX配当込み指数(1988年以前はTOPIXの月次株価収益率にTOPIXの月間配当総額/月末時価総額を加算して算出)【外国株式(為替ヘッジあり)】:(1987年12月~)MSCIコクサイ指数(配当なし、ローカルベース)とMSCIコクサイ指数(配当なし、円ヘッジベース)から算出した為替ヘッジコストを、MSCIコクサイ指数(グロス、ローカルベース)から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス:(1987年以前)MSCIコクサイ指数(グロス、ローカルベース)から、米国・英国・ドイツ・フランス・スイスの各国時価総額比で加重平均したこれら諸国と日本の短期金利差(為替ヘッジコスト)を控除してハートフォード生命にて作成したインデックス(※全通貨を対象としたヘッジコストを使用して算出したインデックスではありません。)【日本債券】Nomura-BPI総合【外国債券】シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)【世界アセット03 ST】上記資産をそれぞれ、日本株式(10%)、外国株式(為替ヘッジあり)(30%)、日本債券(25%)、外国債券(35%)の比率で保有した場合の収益率(毎月末に基本配分比率に戻した前提で、各資産クラスの月次収益率よりハートフォード生命にて作成)【データ期間】1984年12月末~2008年5月末【データ出所】野村総合研究所、Bloomberg

■費用項目の説明 当資料中のグラフ・数値は、【ご参考1】は保険関係費用および運用関係費用控除前の値をもとに、【ご参考2】は保険関係費用および運用関係費用控除後の値をもとに表記しています。保険関係費用 年率2.45%、運用関係費用 年率0.525%(税込)程度

# アダージオ3WIN STBの運用成果

## 目標値以上に到達した場合の運用成果確定機能のしくみ

- 運用が好調な場合で、運用期間7年目に資産残高が目標値以上に到達したイメージ図



- ご契約時に下記のいずれかの目標値(%)を設定していただきます。

目標値(%)は、基本保険金額に対する資産残高の割合です。ご契約後、設定した目標値(%)に到達するまでの間に変更することもできます。

120%

130%

140%

150%

※目標値(%)を設定しないこともできます。

- 契約日からその日を含めて5年経過後10年以内の運用期間中に資産残高が目標値以上に到達した場合、ファンドによる運用は終了して一般勘定に自動移行します。資産残高の判定は毎営業日に行い、移行日は資産残高が目標値以上となった日の翌日となります。

- 年金受取は、目標値以上に到達した日の翌日以後30日経過した日に開始されます。ただし、年金受取人は、年金受取開始の際に上記の年金受取開始日を、10回目の契約応当日までの間のいずれかの日に変更することができます。

- 受取方法は、**年金受取期間10年の確定年金**または**年金受取にかえて一括**でのお受け取りとなります。

年金受取人は、年金受取開始の際に年金受取方法を変更することができます。その場合の年金受取方法は、P. 6をご参照ください。

契約日からその日を含めて5年経過後7年未満に資産残高が目標値以上に到達して一括受取をした場合であっても、解約手数料はかかりません。

※年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、資産残高が目標値以上となった日の資産残高をもとに、一般勘定への移行日における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定していません。



# 確定機能

資産残高が目標値以上に到達後、変更可能な年金受取方法は次のとおりです

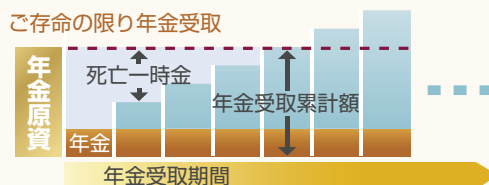
## 確定年金\*1

確定した年金受取期間中、定額の年金をお受け取りになれます。年金受取期間は5・15・20年の中からお選びください。



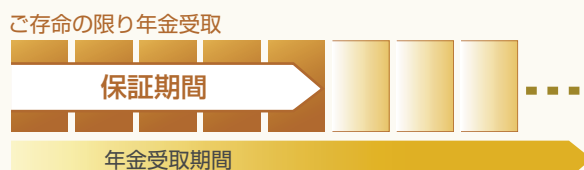
## 保証金額型終身年金\*2

被保険者がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。被保険者がお亡くなりになったときに、年金受取累計額が年金原資に満たない場合は差額を死亡一時金として受け取れます。



## 保証期間付終身年金\*1\*2

被保険者がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



## 保証期間付夫婦年金\*1\*2

ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



\*1 保証期間中(確定年金では年金受取期間中)、被保険者(保証期間付夫婦年金ではご夫婦両方)がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

\*2 年金受取開始年齢(被保険者の年齢で判定)が、40歳～90歳の範囲内にある場合にお選びいただけます。

## ●一括受取

年金受取にかえて、まだ受け取っていない残存年金受取期間(または残存保証期間)中の年金額を現在の価値に計算した額(未払年金現価)を、解約手数料がかかることなく一括受取することができます。なお、**保証金額型終身年金を選択した場合には、一括受取できません。**

## ●後継年金受取人指定特約

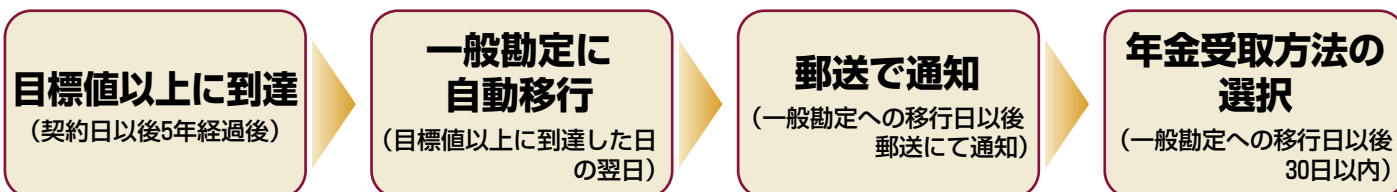
年金受取人が一般勘定への移行日以後にお亡くなりになった場合に備え、その後の年金受取人をあらかじめ指定できる特約です。詳しくは、P.10をご覧ください。

年金受取の取扱について  
詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください >>>

## 目標値以上に到達した後の運用成果の確定について

### ●資産残高の推移をハートフォード生命が毎営業日に確認します。

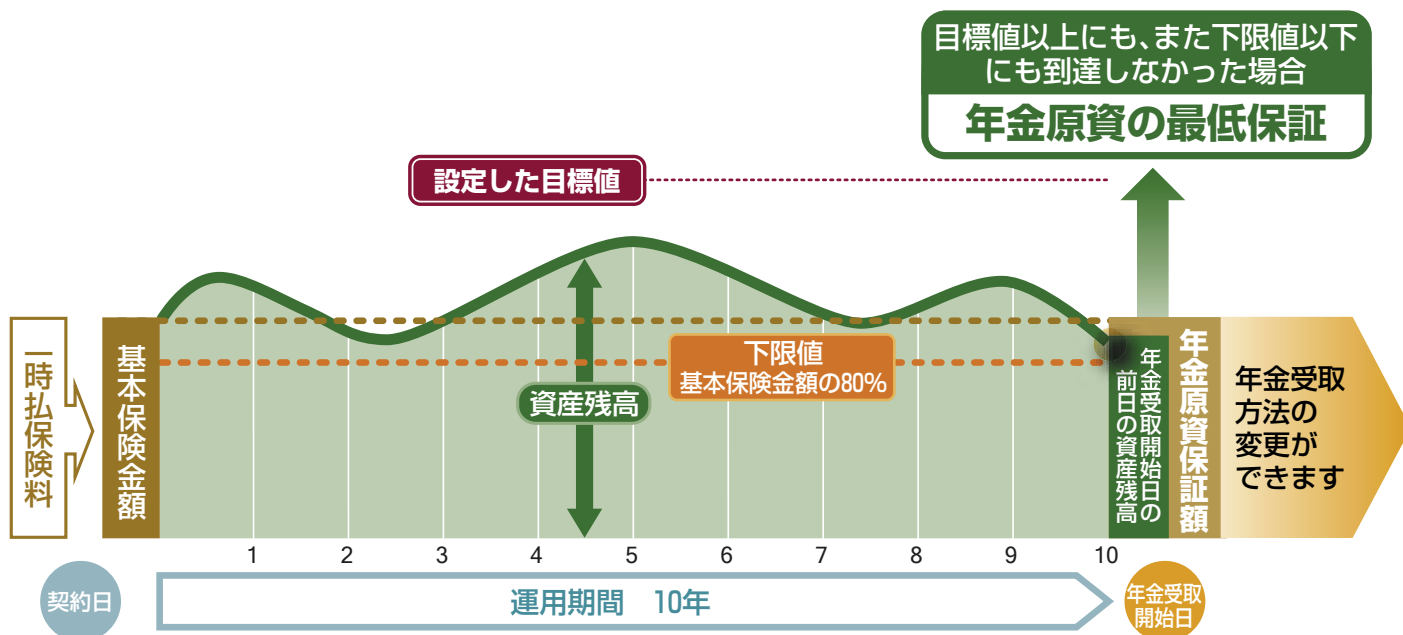
契約日からその日を含めて5年経過後の資産残高の増減を、契約者にかわってハートフォード生命が毎営業日に確認します。資産残高が目標値以上に到達した場合、以下の流れに基づいて運用成果を確定することができます。



# アダージオ3WIN STBの最低保証

## 運用期間満了時の資産残高が基本保険金額を下回った場合の最低保証機能のしくみ

- 運用期間中の資産残高が目標値以上に到達せず、また下限値(基本保険金額の80%)以下にも到達せずに運用期間満了時の資産残高が基本保険金額を下回ったイメージ図



- 年金原資**で一時払保険料相当額を最低保証します。

運用期間満了時の資産残高か一時払保険料相当額のいずれか大きい金額を年金原資として最低保証します。

- 年金受取は、契約日からその日を含めて10年経過後の契約応当日に開始されます。

年金受取開始日の変更はできません。

- 受取方法は、**年金受取期間10年の確定年金**または**年金受取にかえて一括**でのお受け取りとなります。

年金受取人は、年金受取開始の際に年金受取方法を変更することができます。その場合の年金受取方法は、P. 8をご参照ください。

※年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金受取開始日の前日の資産残高をもとに、年金受取開始日における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

# 機能 1

## 変更可能な年金受取方法は次のとおりです

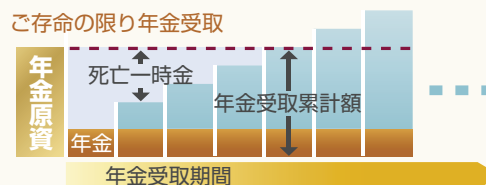
### 確定年金\*1

確定した年金受取期間中、定額の年金をお受け取りになれます。年金受取期間は5・15・20年の中からお選びください。



### 保証金額型終身年金\*2

被保険者をご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。被保険者がお亡くなりになったときに、年金受取累計額が年金原資に満たない場合は差額を死亡一時金として受け取れます。



### 保証期間付終身年金\*1\*2

被保険者をご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



### 保証期間付夫婦年金\*1\*2

ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



- \*1 保証期間中(確定年金では年金受取期間中)、被保険者(保証期間付夫婦年金ではご夫婦両方)がお亡くなりになった場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。
- \*2 年金受取開始年齢(被保険者の年齢で判定)が、40歳～90歳の範囲内にある場合にお選びいただけます。

## ●一括受取

年金受取にかえて、まだ受け取っていない残存年金受取期間(または残存保証期間)中の年金額を現在の価値に計算した額(未払年金現価)を、一括受取することができます。なお、**保証金額型終身年金を選択した場合には、一括受取できません。**

## ●後継年金受取人指定特約

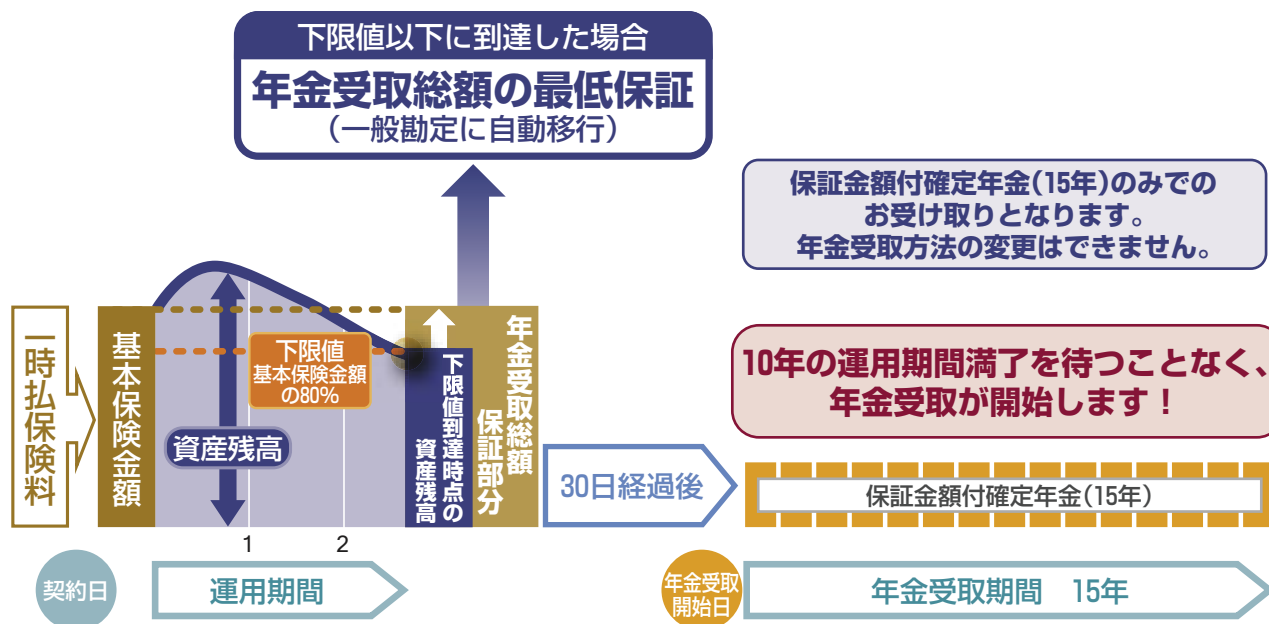
年金受取人が年金受取開始日以後にお亡くなりになった場合に備え、その後の年金受取人をあらかじめ指定できる特約です。詳しくは、P. 10をご覧ください。

年金受取の取扱について  
詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください >>>

# アダージオ3WIN STBの最低保証

## 運用期間中の資産残高が下限値以下に到達した場合の最低保証機能のしくみ

- 運用期間3年目に資産残高が下限値(基本保険金額の80%)以下に到達し、15年の保証金額付確定年金を受け取るイメージ図



- 年金受取総額で一時払保険料相当額を最低保証します。

- 資産残高が下限値(基本保険金額の80%)以下に到達した場合、ファンドによる運用は終了して一般勘定に自動移行します。

資産残高の判定は毎営業日に行い、移行日は資産残高が下限値(基本保険金額の80%)以下となった日の翌日となります。

- 年金受取は、下限値(基本保険金額の80%)以下に到達した日の翌日以後30日経過した日に開始されます。

年金受取開始日の変更はできません。

※10年の運用期間満了を待つことなく、年金受取が開始します。

- 受取方法は、年金受取期間15年の保証金額付確定年金のみでのお受け取りとなります。

毎年の年金額は、年金受取総額保証部分を15等分した金額となります。

# 機能 2



次の場合には、一時払保険料相当額が最低保証されません

## ●一括受取を選択される場合

- ①一般勘定への移行日以後、年金受取開始日前に受け付けた場合は、**基本保険金額の80%相当額**となります。
- ②年金受取開始日以後に受け付けた場合は、**受付日時点の所定の利率\***により計算された**残存年金受取期間の未払年金現価**となります。

\* 所定の利率は、一般勘定への移行日および受付日時点の基準利率により変動します。  
・一括受取日が契約日からその日を含めて7年未満であっても、解約手数料はかかりません。

## ●死亡一時金をお受け取りになる場合

- ①一般勘定への移行日以後、年金受取開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合は、**基本保険金額の80%相当額**となります。
- ②年金受取開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合は、**死亡日時点の所定の利率\***により計算された**残存年金受取期間の未払年金現価**となります。

\* 所定の利率は、一般勘定への移行日および死亡日時点の基準利率により変動します。  
・死亡一時金ではなく、お申し出により年金でお受け取りになれば、年金受取総額で一時払保険料相当額が最低保証されます。

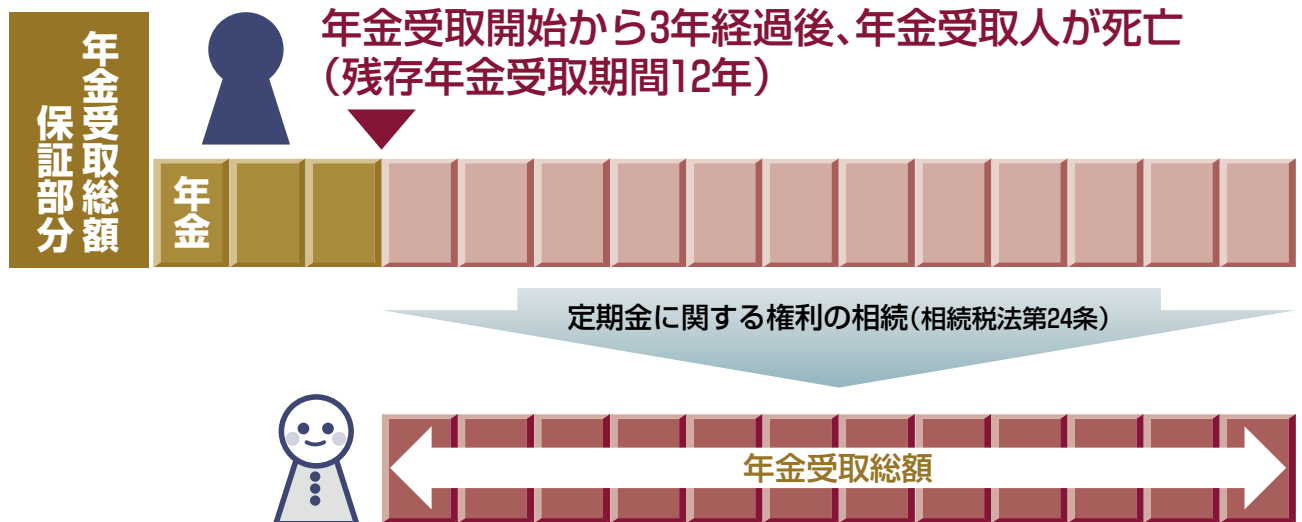
## 後継年金受取人指定特約

年金受取人が一般勘定への移行日以後お亡くなりになった後の新たな年金受取人を、契約者があらかじめ指定しておくことのできる特約です。

※契約者による後継年金受取人指定の効力は、一般勘定への移行日以後生じます。

## ●保証金額付確定年金(15年)の場合のイメージ図

契約者である年金受取人がお亡くなりになった場合、後継年金受取人(配偶者等)が定期金に関する権利(年金受給権)を相続し、その後の年金を受け取ることができます。

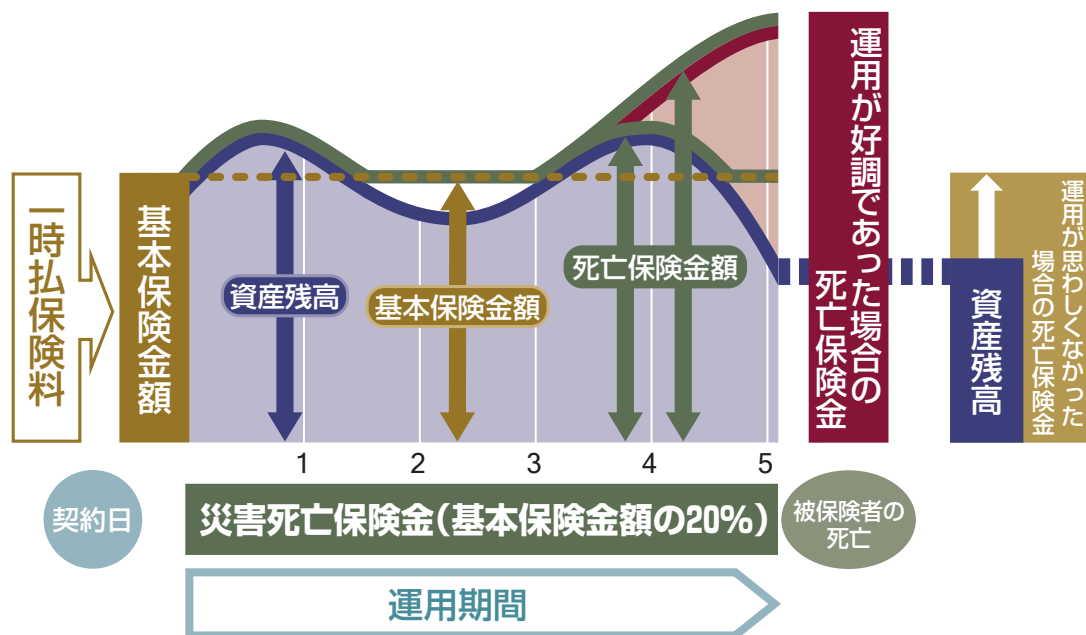


相続税評価額 = 年金受取総額 × 50% (残存年金受取期間12年に対応する評価割合)

上記の税金のお取り扱い、平成20年5月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

# 死亡保障機能

## ●運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合のイメージ図



## 運用期間\*中の死亡保険金には、基本保険金額の最低保証があります

被保険者がお亡くなりになった日の、①資産残高 ②基本保険金額のうち、いずれか大きい金額をお受け取りいただけます。ただし、契約日からその日を含めて8日以内(8日目が営業日でない場合は翌営業日)に被保険者がお亡くなりになった場合には、一時払保険料相当額となります。

\*一般勘定への移行日以後年金受取開始日前までの期間は含まれません。この期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

## 災害死亡保険金として、基本保険金額の20%が加算されます

運用期間中に不慮の事故等によって被保険者がお亡くなりになった場合は、災害死亡保険金として基本保険金額の20%が死亡保険金に加算されます。

## 死亡保険金の受取には、以下の方法があります

- 一括受取……全額を一括でお受け取りになる方法です。
- 年金受取……毎年定額の確定年金(5年以内)でお受け取りになる方法です。
- 据置受取……全額を一定期間(1年以内)保険会社の定める一定の利率で据え置いた後にお受け取りになる方法です。

### ●配偶者契約継続

被保険者がお亡くなりになった場合、その配偶者をご自身の受取部分の死亡保険金を一時払保険料として新たなご契約を開始させる方法です。新たに開始されたご契約は解約手数料の対象になりません。

死亡保険金の取扱について  
詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください >>>

# ご契約の解約・一部解約

運用期間中、いつでもご契約の全部または一部を解約し、払戻金を受け取ることができます。

- **全部解約について**  
ご契約の全部を解約して、解約日の資産残高に応じて払戻金を受け取ることができます。
- **一部解約について**  
ご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

**【契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いについて】**

契約日からその日を含めて8日以内(8日目が営業日でない場合は翌営業日まで)の解約については、受領した一時払保険料相当額を全額払戻いたします。

※契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取扱いは、ハートフォード生命が不備のない必要書類を期限内に受領した場合に対象となります。クーリング・オフ制度とはお取り扱いが異なりますのでご注意ください。



**解約・一部解約の際には以下の点にご注意ください**

- ・運用期間7年未満の解約は、解約手数料がかかります。  
詳しくは、P.13「諸費用」をご覧ください。
- ・一部解約後の基本保険金額は150万円以上、資産残高は50万円以上必要です。
- ・一部解約の場合、一部解約請求金額の資産残高に対する割合に応じて基本保険金額が減額されます。
- **資産残高が基本保険金額を下回っているときに一部解約をした場合、受取金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。**

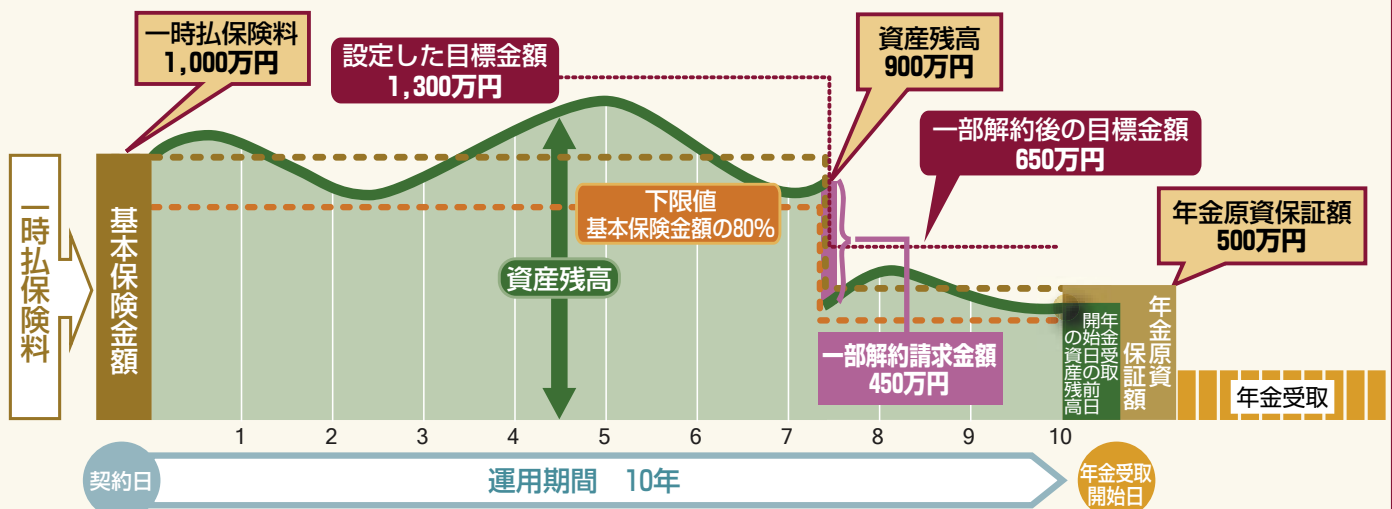
**資産残高が基本保険金額を下回っているときに一部解約をし、運用期間満了時に資産残高が基本保険金額を下回った事例**

一時払保険料1,000万円、目標値を130%に設定し、資産残高900万円の時点で450万円の一部解約をした後、運用期間満了時に一括受取をした場合の計算は、以下のようになります。

一部解約請求金額450万円 ÷ 資産残高900万円 = 減額される基本保険金額の割合0.5(50%)

契約当初の基本保険金額1,000万円 - (1,000万円×50%) = 一部解約後の基本保険金額500万円

**一部解約請求金額 450万円 + 年金原資の一括受取 500万円 = 受取総額 950万円**



# 諸費用

ご契約期間中は、以下の費用をご負担いただきます。

## 運用期間中の費用

### 保険関係費用

新規契約の成立や維持等に必要な費用ならびに死亡保険金・災害死亡保険金を支払うために必要な費用です。  
ファンドの資産残高に対する割合(率)で決められており、資産残高にこの割合(率)を乗じた金額の1/365を資産残高から毎日控除します。

年率 **2.45%**

### 運用関係費用

ファンドの運用にかかる費用です。主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。  
その他、信託事務に要する諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかります。また運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

年率 **0.525%**  
(税抜年率0.50%)程度

## 年金受取開始日以後の費用

### 年金管理費

年金額の1%を年金受取時に控除します。

## 早期解約時の費用

解約控除の取扱について  
詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください [>>>](#)

### 解約手数料

ご契約から早期の解約の場合にご負担いただきます。  
契約日からその日を含めて7年未満の解約では、解約手数料がかかります。  
解約手数料は、解約控除対象額に下表の解約控除率を乗じた金額です。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

$$\text{払戻金額} = \text{解約時資産残高} - \left( \text{解約控除対象額} \times \text{解約控除率} \right) \\ \text{または一部解約請求金額} - \text{解約手数料}$$

- 運用期間中に基本保険金額を増額する場合、増額日からその日を含めて7年未満の解約には解約手数料がかかります。ただし、対象となるのは増額部分のみとなります。
- 契約日からその日を含めて8日以内(8日目が営業日でない場合は翌営業日まで)の解約・一部解約については、解約手数料はかかりません。
- 契約日からその日を含めて5年経過後7年未満の運用期間中に資産残高が目標値以上に到達して一括受取をした場合、または契約日からその日を含めて7年未満の運用期間中に資産残高が下限値(基本保険金額の80%)以下に到達して一括受取をした場合には、解約手数料はかかりません。



# ご契約のお取り扱い

契約形態	契約者＝被保険者 ＝年金受取人	ご契約後の名義変更はできません。
加入年齢(被保険者)	0歳～満80歳	
保険料払込方法	一時払のみ	
払込保険料	200万円～4億5,000万円 (1円単位)	他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して5億円を超えることはできません。
告知項目	職業告知のみ	
目標値の設定	120%～150%(10%単位) の範囲で設定	※目標値(%)に到達する前であれば設定した目標値(%)を変更することができます。 ※目標値(%)を設定しないこともできます。
運用期間	10年	※契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、ファンドによる運用が開始します。 ※運用期間の延長(年金受取開始日の繰り下げ)はできません。
年金種類	確定年金	年金受取開始の際に年金種類を変更することができます。
年金受取期間	10年	年金受取開始の際に年金受取期間を変更することができます。
付加できる特約	後継年金受取人指定特約	
増額	100万円以上(1円単位)	※契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後1年後の契約応当日の前日まで取り扱います。 ※一般勘定への移行日以後は取り扱いません。
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申し込みの撤回等を行うことができます。	

# 税金のお取り扱い

## ご契約時のお取り扱い

### 生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた一時払保険料は、その年の『一般の生命保険料控除』の対象となります(個人年金保険料控除の対象にはなりません)。その他の保険料等と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

●生命保険料控除の対象となる生命保険料等は、納税者本人が契約者(保険料負担者)であり、保険金受取人のすべてを納税者本人、その配偶者、またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)とする生命保険契約等の保険料等に限られます。

## 運用期間中のお取り扱い

### 解約時の差益に対する課税

	年金種類	ご契約後解約までの期間	税金のお取り扱いと種類
解約・一部解約	確定年金	5年以内	20%源泉分離課税 所得税15% + 住民税5%
		5年超	総合課税 所得税(一時所得) + 住民税

### 死亡保険金受取時の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
A(本人)	A(本人)	Aの相続人*	相続税
		Aの相続人以外	

\*死亡保険金の相続税非課税枠(500万円×法定相続人の数)の適用が可能です。

## 年金受取開始後のお取り扱い

### 年金受取時の課税

契約形態	課税時期		税金のお取り扱いと種類
契約者=年金受取人	毎年の年金受取時		総合課税 所得税(雑所得) + 住民税
	年金一括受取時	確定年金	総合課税 所得税(一時所得) + 住民税
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金	総合課税 所得税(雑所得) + 住民税

## 【参考】

### 所得税について

#### 一時所得について(所得税法第34条)

一時金として受け取る収入のうち、原則として臨時、偶発的なもので、対価性のないものが一時所得の対象となります。一時所得の課税対象となる金額は、次の算式で計算し、他の所得と合算されて総合課税となります。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額(払込保険料)} - \text{特別控除額(50万円)} \} \times 1/2$$

#### 雑所得について(所得税法第35条等)

毎年の年金額は雑所得の対象となります。雑所得の金額は、次の算式で計算し、他の所得と合算されて総合課税となります。

$$\text{雑所得の金額} = \text{その年に受け取る年金額} - \text{必要経費}^*$$

\* 必要経費 = その年に受け取る年金額 × (払込保険料総額 ÷ 年金受取総額または見込額)

### 相続税について

#### 死亡保険金の相続税非課税枠(相続税法第12条第1項第5号)

生命保険の死亡保険金には、残されたご遺族の生活を保障する観点から一定額まで相続税が非課税となります。非課税となる金額は各生命保険契約ごとに適用されるのではなく、すべての生命保険契約の死亡保険金を合計した金額に適用されます。なお、一般勘定への移行日以後に支払われる死亡一時金には適用されません。

死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税について下記の算式で計算した金額まで非課税の対象となります。

$$\text{死亡保険金の相続税非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*$$

\* 法定相続人の数とは、被相続人に養子がある場合には一定の養子の数に限るものとし、相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人の数のことをいいます。

#### 定期金に関する権利(年金受給権)の評価(相続税法第24条)

…確定年金の場合

年金受取総額(年金額 × 残存期間)に、下表の割合を乗じて得た金額が相続税評価額\*となります。

残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

\*ただし、1年間に受け取るべき金額の15倍を超えることはできません。

上記の税金のお取り扱いは、平成20年5月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

ハートフォード生命はセカンドライフのための

バリエーション豊かなアドバイス、ソリューションを提案します。

ハートフォード生命は「セカンドライフの達人」として、トップブランドを目指します。



## 「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報) / ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」の 説明事項で確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから、および特別勘定(ファンド)の投資する投資信託等についてご説明  
しています。

必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

「アダージオ3WIN STB」はハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険Ⅱ型2003・多機能付年金特約の商品  
名です。

ハートフォード生命保険株式会社は住友信託銀行株式会社と募集代理店委託契約を締結し、同社の変額保険販売資格を  
持つ生命保険募集人を通じて変額個人年金保険を販売いたします。

■この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う  
者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。

したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したとき  
に有効に成立します。また、募集代理店は取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

## 住友信託銀行からのお知らせ — 生命保険契約の当社でのお取り扱いにあたって —

- ・本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- ・保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。
- ・本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金  
保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

[募集代理店]

住友信託銀行株式会社

[引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸1-2-20

汐留ビルディング15階

TEL: 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

http://www.hartfordlife.co.jp